



島根県報

令和6年2月13日（火）

号外 第 1 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 4

告 示

島根県告示第109号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県 道	浜田美都線	浜田市弥栄町田野原830番4地先から同番5地先まで	前	メートル 17.50～ 20.00	メートル 63.00	災害防除工事 拡幅
			後	20.00～ 25.00	63.00	
"	"	浜田市弥栄町田野原313番3地先から同824番1地先まで	前	7.00～ 12.50	116.00	災害防除工事 拡幅
			後	9.00～ 26.00	116.00	
"	"	浜田市弥栄町田野原823番5地先から同822番6地先まで	前	7.50～ 16.00	119.00	災害防除工事 拡幅
			後	7.50～ 25.00	119.00	
"	"	浜田市弥栄町田野原822番6地先から同819番2地先まで	前	7.00～ 62.50	124.00	災害防除工事 拡幅
			後	11.50～ 62.50	124.00	
"	"	浜田市弥栄町田野原632番7地先から同番2地先まで	前	9.00～ 28.00	60.00	災害防除工事 拡幅
			後	10.50～ 28.00	60.00	

浜田県土整備
事務所

”	”	浜田市弥栄町田野原667番2地先から同地先まで	前	5.50～ 6.00	14.00	災害防除工事 拡幅
			後	5.50～ 12.00	14.00	

島根県告示第110号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本山伯太線	安来市伯太町上小竹867番2地先から同879番1地先まで	メートル 151.50	令和6年 2月13日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行810番16地先から同地先まで	27.75	令和6年 2月13日	県央県土整備事務所	